

福岡市商店街イベント事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市商店街イベント事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）及び福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の地域経済の活性化に重要な役割をもつ商店街等が、集客の拡大や販売力の強化のために行う、地域の活性化や取り巻く環境の変化に対応した取組みを支援することにより、商店街等のにぎわい創出、活性化及び魅力の向上を図り、もって商店街等の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「商店街等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号の事業協同組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに福岡市中小企業振興条例取扱要綱（平成29年）第3条第1項第3号の団体であつて、福岡市の区域内にその主たる事務所又は事業所を有するもの及びその連合体をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営基盤の強化を図るため本市の区域内で実施するもので、当該商店街等において実施する次の事業とする。

- (1) 集客力及び販売力の強化のための売出し、各種イベントの実施その他の共同で販売促進を行う事業
- (2) 地域の交流、賑わいの場を提供するための祭り、各種イベントその他の地域の交流及び賑わいの場を提供する事業
- (3) 商店街等を紹介する冊子、マップ、ホームページその他の広報媒体を作成する事業
- (4) 消費者、来街者等に対し聞き取り調査、アンケート調査等を行い、商店街等への効果的な集客方法を分析する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費には、当該商店街等運営上の経常的な経費を含まないものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも適合する商店街等（1の補助事業を

2以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等を代表する商店街等（以下「代表商店街等」という。）に限る。）とする。なお、この補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けていないこと。
- (3) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (4) 福岡市が条例、規則、要綱等に基づき交付する補助金、交付金、助成金等であって、第 4 条各号に掲げる事業ごとに、それぞれ同一の事業の実施に要する経費に係るものを受けていない、又は受けたことがないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市が福岡市社会課題解決型補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金の年度ごとの最初の募集に対し補助金の交付を申請する際に、福岡市がこの要綱及び福岡市商店街活力アップ支援事業補助金交付要綱（平成 29 年 7 月 1 日施行。以下「旧要綱」という。）（以下「新旧要綱」という。）に基づき交付する補助金について、次のア及びイに掲げる事項のいずれにも適合すること。
 - ア 最後に受けた年度の最終日から 1 年を経過していること（新旧要綱に基づく補助金を受け、又は受けたことがある場合に限る。）。
 - イ 旧要綱に基づき交付する補助金（当該年度分に限る。）の交付を申請していないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。
- (9) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められないこと。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（国の支援制度を利用する事業にあっては、補助対象経費から当該支援制度により給付される補助金、交付金、負担金その他の金銭を控除して得た額）に 2 分の 1 を乗じて得た額又は 30 万円（1 の補助事業を 2 以上の商店街等が連携して実施する場合にあっては、当該連携する商店街等のうち代表商店街等以外の商店街等（以下「連携商店街等」という。）の数に 10 万円を乗じて得た額を、30 万円に加えて得た額）のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 商店街等(次条の場合にあっては代表商店街等)は、補助金の交付を申請しようとするときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 商店街等の会員名簿及び役員名簿(様式第2号)
- (4) 商店街等の定款、規約等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連携商店街等)

第10条 連携商店街等は、第6条第4号及び第5号及び第6号に適合する商店街等でなければならない。

- 2 代表商店街等がこの要綱に基づく補助金を受けたときは、当該代表商店街等に係る連携商店街等は、第6条第6号の適用については、この要綱に基づく補助金を受けたものとみなす。

(福岡市商店街支援施策等協議会)

第11条 市長は、規則第5条第1項の交付の決定をしようとするときは、福岡市商店街支援施策等協議会(福岡市商店街支援施策等協議会設置要綱(平成29年4月決裁)第1条の福岡市商店街支援施策等協議会をいう。以下「協議会」という。)の意見を聞くものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、福岡市商店街イベント事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、福岡市商店街イベント事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 規則第6条第1項第1号若しくは同項第2号に規定する承認を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市商店街イベント事業実施計画変更申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画の細部の変更であって、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさないと市長が認めるもの
 - (2) 当初予算において配分された経費の科目間流用を行う場合であって、当該流用の総額が交付決定額の20パーセント以内であるとき。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定

すべきものと認めるときは、第7条又は第12条第1項の決定を変更することができる。

4 規則第6条第3項の規定は、第1項の承認をする場合に準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、第8条に規定する期間満了日から1月以内に、福岡市商店街イベント事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 成果を証するもの
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 規則第15条中「様式第6号」とあるのは、「福岡市商店街イベント事業補助金確定通知書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の時期)

第16条 補助事業者は、規則第17条第1項ただし書に規定する事前交付を受けようとするときは、市長に対し福岡市商店街イベント事業補助金事前交付請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 規則第17条第1項ただし書の場合において、補助事業者は、市長が確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長に対しその定める期限までにその満たない額を返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は補助事業者の役員の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報提出を求めることができる。

(書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を、当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(届出の義務)

第 19 条 補助事業者は、商号若しくは名称又は本店、主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、代表者を変更し、又は業務の全部を廃止することとなった場合は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく補助金に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧要綱第 4 条第 1 項第 2 号に規定するⅡ型の補助対象事業に係る補助金を受けている補助事業者に対する補助金の交付については、なお従前の例による。なお、旧要綱第 7 条第 1 項第 2 号に規定する補助金の額については、連携実施型の 2 回目は 50 万円、3 回目は 30 万円を上限額とする。

(この補助金の失効)

3 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	備 考
1 報償費	1 招聘した外部有識者に支払う謝礼金 2 賞品又は記念品費
2 旅費	外部有識者の招聘及びこの補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員（以下「職員旅費」という。）の旅行に係る実費（宿泊料を含む。）
3 イベント費	イベント開催のために必要な経費 （会場設営費，装飾費 等）
4 広告宣伝費	広告物（ポスター，チラシ，バナー）等の印刷・製作費，新聞折り込み料等
5 事務費	印刷消耗品費 通信運搬費 アルバイト賃金（補助対象事業の遂行のために直接必要な労働者に係るものに限る。） 振込手数料 翻訳料 通訳料，手数料，印紙及び証紙の購入代等
6 委託料	事業の運営，事業効果の分析及び評価，調査，統計等専門的知見を有する者の責任においてその一切を実施させた方がより効果的なものの委託に要する経費
7 土地家屋借上料	一時使用目的（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び同法第 40 条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金，権利金その他の金銭を除く。）
8 借損料	会場借上料，物品等の使用料，知的財産権使用料等
9 工事請負費	会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費
10 備品購入費	事務机，椅子等，取得した時の性質及び形状を変えことなく比較的長期（おおむね 2 年以上）にわたって効用を発揮し，取得価額がおおむね 5 万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費
11 その他	前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認める経費

備考

- 報償費は，補助金の交付を受けた当該商店街等の構成員，公務員及び商工会等（商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会をいう。）の会員には支給しない。
- 賞品又は記念品費の総額の上限は，補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 5 万円のいずれか少ない額とする。
- 備品購入費の総額の上限は，補助対象経費の総額に 10 分の 1 を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか少ない額とする。
- 補助対象経費の総額に 5 分の 1 を乗じて得た額を職員旅費の総額の上限とする。
- 備品の調達に当たっては，原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは，事前に地域産業支援課と協議すること。